

宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託

募集要項

令和8年5月

【令和8年7月改定】

宇城市

目 次

第1章 事業の目的と概要	1
1. 1 事業の目的	1
1. 2 本業務の概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 履行場所	1
(3) 本業務の施設と概要	1
(4) 対象業務	2
(5) 事業の範囲	2
1. 3 業務要求水準	2
1. 4 事業期間等	2
1. 5 業務におけるリスク	2
1. 6 使用する言語、単位及び通貨	3
1. 7 遵守すべき関係法令等	3
1. 8 提案金額の限度額等	3
(1) 提案限度額	3
(2) ウの全部及びエの一部を除いた提案限度額	3
(3) 支払条件	4
(4) 物価変動への対応	4
1. 9 入札保証金	4
第2章 事業者の選定に関する事項	4
2. 1 応募に関する事項	4
(1) 用語の定義	4
(2) 応募事業者の構成等	4
(3) 共通の応募資格要件	5
(4) 各企業の応募資格要件	6
(5) 応募事業者が応募資格を喪失した場合の取扱い	6
2. 2 事業開始までのスケジュール（予定）	7
2. 3 応募手続き	7
(1) 募集要項等の資料の公表	7
(2) 質問の受付及び回答	7
(3) 応募資格確認申請書の受付	8
(4) 応募資格確認審査結果の通知	8
(5) 現地確認及び資料の閲覧	8
(6) 応募の辞退	8
(7) 提案審査書類の提出	9
2. 4 優先交渉権者選定手続き	9

(1) 選定方式及び提案審査の方法	9
(2) 選定結果の通知及び公表	10
(3) プロポーザルに関する留意点	10
(4) プロポーザルの成立	10
(5) プロポーザルの中止等	10
第3章 契約手続き	10
3. 1 契約等の締結	10
(1) 基本協定及び契約の締結	10
(2) 次点者との契約交渉	10

第1章 事業の目的と概要

1. 1 事業の目的

宇城市（以下「委託者」という。）の水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「上下水道事業」という。）では、施設の多くが整備から相当の年数を経過しており、老朽化が進行する一方で、人口減少による使用料収入の減少や職員の減少により従来の体制で安定的なサービスを維持することが困難になりつつある。

こうした状況を踏まえ、本業務では、上下水道事業全体を対象とした管理・更新一体マネジメント方式による「水の官民連携」（ウォーターＰＰＰ）を導入し、施設の維持管理と計画的な改築更新、さらに料金徴収や窓口対応等のサービス業務を一体的に委託することにより、施設の機能維持、業務の効率化、サービスの質の向上、そして持続可能な運営体制の構築を図るものである。

さらに、本業務の実施にあたっては、近年の国の各種補助制度の創設や今後の関係法令の改正、および人口減少等を見据えた集合処理から個別処理への転換など、多様な制度変更に適応していく必要がある。そのため、これら法制度の動向や最適な処理手法のあり方については、今後の状況変化を踏まえ、適宜協議を行い、柔軟かつ適切に対応可能な持続的運営体制を構築するものとする。

1. 2 本業務の概要

(1) 事業名称

宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託

(2) 履行場所

ア 事務所 宇城市上下水道局上下水道課 他

イ 履行区域 宇城市水道事業給水区域、宇城市簡易水道事業給水区域、宇城市公共下水道処理区域、八代北部流域関連公共下水道処理区域及び宇城市農業集落排水事業処理区域

(3) 本業務の対象施設と概要

本業務の対象となる施設は以下のとおり。

ア 水道事業

(ア) 水源施設

- ・取水・導水施設：34施設
- ・浄水・送水施設：17施設
- ・配水施設：39施設

(イ) 水道管路（基幹管路）

- ・管路：606.5km

イ 公共下水道事業

(ア) 処理場施設

- ・処理場 1か所

(イ) 下水道管路

- ・汚水管路：224.00km

- ・汚水マンホールポンプ場：３５か所

ウ 農業集落排水処理施設

(ア) 処理施設

- ・処理施設 ６か所

(イ) 管路

- ・管路：８０．１ｋｍ
- ・マンホールポンプ：８８か所

エ 雨水ポンプ場等

(ア) 雨水ポンプ場

- ・雨水ポンプ場：高良雨水ポンプ場 １か所
- ・仮設ポンプ場：大野仮設ポンプ場 １か所、曲野仮設ポンプ場 １か所

(4) 対象業務

本業務の対象業務は次に掲げるものとし、各業務に関する詳細は「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）に記載する。

ア 水道施設及び簡易水道施設の維持管理業務

- (ア) 運転管理業務
- (イ) 保守管理業務
- (ウ) 修繕及び環境整備業務
- (エ) その他業務

イ 下水道施設の維持管理業務

- (ア) 運転管理業務
- (イ) 保守管理業務
- (ウ) 修繕及び環境整備業務
- (エ) アドバイザリー業務
- (オ) その他業務

ウ 農業集落排水処理施設の維持管理業務（アドバイザリー業務）

- (ア) 運転維持管理アドバイザリー業務

エ 高良雨水ポンプ場及び仮設ポンプ場の維持管理業務

- (ア) 運転管理業務
- (イ) 保守管理業務
- (ウ) 修繕及び環境整備業務

オ 料金徴収・窓口関係業務

- (ア) 窓口・受付業務
- (イ) 検針業務
- (ウ) 調定・更正業務
- (エ) 会計・収納業務
- (オ) 開栓・閉栓業務
- (カ) 滞納整理業務（受益者負担金含む）

- (キ) 給水停止業務
- (ク) 電子計算処理業務
- (ケ) 量水器（メーター）調達・交換・管理業務
- (コ) 給水装置工事業務
- (カ) 排水設備工事業務
- カ 施設更新計画策定及び実施設計等業務
 - (ア) 施設更新計画作成に関する業務（水道・下水道）
 - (イ) 改築実施設計業務
 - (ウ) 計画策定支援業務
- キ 改築工事業務
 - (ア) 改築工事業務
 - (イ) その他業務

(5) 事業の範囲

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）	—	全体	統括管理	—	◇統括管理（マネジメント、各種計画書・報告書の作成、業務の発注及び管理、地元の活用・連携、情報管理） ◇セルフモニタリング ◇既存施設等の確認 ◇業務の引継ぎ
		水道事業	取水及び導水施設	水源地、導水管、機械設備、電気設備、水質計器、土木、建築	◇管理（調達管理） ◇保守管理（保守点検、衛生管理、導水槽清掃） ◇修繕 ◇情報管理
					◇更新計画策定【コンサルタント業務】
					◇改築実施設計【コンサルタント業務】
					◇改築工事【工事】
					◇工事監理【コンサルタント業務】
			浄水施設	機械設備、電気設備、水質計器、土木、建築	◇運転管理（運転管理、水質管理、調達管理、保安管理、施設見学支援） ◇保守管理（保守点検、衛生管理、清掃） ◇修繕 ◇情報管理 ◇廃棄物管理
					◇更新計画策定【コンサルタント業務】
					◇改築実施設計【コンサルタント業務】

	更新実施 型				務】
					◇改築工事【工事】
					◇工事監理【コンサルタント業務】
			送水及び 配水設備	送水管、配水管、配水池、加圧場、機械設備、電気設備、水質計器、土木、建築	◇管理(調達管理) ◇保守管理(保守点検、衛生管理、配水池清掃) ◇修繕◇情報管理
					◇更新計画策定【コンサルタント業務】
					◇改築実施設計【コンサルタント業務】
					◇改築工事【工事】
					◇工事監理【コンサルタント業務】
		公共下水道事業	処理場施設	機械設備、電気設備、水質計器、土木、建築	◇運転管理(運転管理、水質管理、調達管理、保安管理、施設見学支援) ◇保守管理(保守点検、衛生管理、清掃) ◇修繕◇情報管理 ◇廃棄物管理
					◇ストックマネジメント計画策定【コンサルタント業務】
					◇改築実施設計【コンサルタント業務】
					◇改築工事【工事】
					◇工事監理【コンサルタント業務】
			下水道管路	汚水管、マンホールポンプ、機械設備、電気設備、土木、建築	◇運転管理(MP 運転・監視操作、MP 日常点検) ◇保守管理(法定点検、計画点検、調査、清掃) ◇修繕◇情報管理
					◇ストックマネジメント計画策定【コンサルタント業務】
					◇改築実施設計【コンサルタント業務】
			八代北部 流域関連 公共下水道	汚水管、マンホールポンプ、機械設備、電気設備、土木、建築	◇改築工事【工事】
					◇工事監理【コンサルタント業務】
					◇維持管理業務(アドバイザー業務)
					・委託者が外部委託する「小川町マンホールポンプ場維持管理業務委託」の受託者に対し

					て、第三者的立場から監視・評価を行うこと。） ◇修繕
					◇改築工事【工事】
		農業集落排水処理施設	処理場施設	機械設備、電気設備、水質計器、土木、建築	◇維持管理業務（アドバイザー業務） ・委託者が外部委託する「農業集落排水処理施設維持管理業務」の受託者に対して、第三者的立場から監視・評価を行うこと。 ◇修繕
			管路	污水管、マンホールポンプ、機械設備、電気設備、土木、建築	◇維持管理業務（アドバイザー業務） ・委託者が外部委託する「農業集落排水処理施設維持管理業務」の受託者に対して、第三者的立場から監視・評価を行うこと。 ◇修繕
		雨水ポンプ場等	雨水ポンプ場 仮設ポンプ場	機械設備、電気設備、土木、建築	◇運転管理（運転操作、調達管理、保安管理、緊急時予防対応） ◇保守管理（保守点検、衛生管理、剪定） ◇修繕 ◇情報管理 ◇廃棄物管理

※工事の品質確保のために必要となる工事監理を含む

※情報共有や維持管理の効率化・高度化のためGISを基盤としたシステムにより管理。

1. 3 業務要求水準

委託する業務内容及び業務実施に必要な要件等、並びに受託者が満たすべき業務の水準は、要求水準書に示す。なお、受託者による業務開始後、必要に応じて協議により要求水準書を見直し、契約を変更することができるものとする。

1. 4 事業期間等

本業務の事業期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とする。ただし、委託者から受託者への業務引継ぎに要する期間は、基本協定締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

1. 5 業務におけるリスク

本業務におけるリスク負担の考え方は、委託者と受託者が対象業務の範囲において各々が担う業務について適正にリスクを負担することにより、責任の所在を明確にし、より質の高いサービスの提供を目指すものである。

想定されるリスクの負担については、要求水準書別紙2によることとし、応募企業又は応募グループは、リスク負担を想定したうえで提案を行うものとする。

1. 6 使用する言語、単位及び通貨

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は円とする。

1. 7 遵守すべき関係法令等

受託者は、本業務を実施するにあたり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

1. 8 提案金額の限度額等

(1) 提案限度額

事業の提案金額の限度額は、16,686,987,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。なお、提案に当たっては、収益的支出（主に経営・計画支援業務、管理支援業務、営業業務、維持管理業務及び危機管理対応業務に関わる費用）と資本的支出（主に設計建設業務に関わる費用）のそれぞれについて提案することとし、それぞれの提案限度額（消費税及び地方消費税を含まない。）は次のとおりである。ただし、ウの限度額においては議会の承認が必要であり、提案審査書類の受付までに議会の承認が得られない場合は次号の限度額とする。

ア 水道事業収益的支出提案限度額 3,515,606,000円

イ 下水道事業収益的支出提案限度額 3,595,757,000円

ウ 水道事業資本的支出提案限度額 6,363,636,000円

宇城市水道事業経営戦略より

エ 下水道事業資本的支出提案限度額 3,211,988,000円

ストックマネジメント計画より

(2) ウの全部を除いた提案限度額

前号のウの全部を除いた提案金額の限度額は、10,323,351,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。なお、提案に当たっては、収益的支出（主に経営・計画支援業務、管理支援業務、営業業務、維持管理業務及び危機管理対応業務に関わる費用）と資本的支出（主に設計建設業務に関わる費用）のそれぞれについて提案することとし、それぞれの提案限度額（消費税及び地方消費税を含まない。）は次のとおりである。

ア 水道事業収益的支出提案限度額 3,515,606,000円

イ 下水道事業収益的支出提案限度額 3,595,757,000円

ウ 下水道事業資本的支出提案限度額 3,211,988,000円

(3) 支払条件

委託者は、「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託契約書」に従い、履行する業務等に対し、その対価を受託者に支払う。

(4) 物価変動への対応

経済情勢の著しい変化等により、本業務の実施に要する費用に大幅な変動が生じた場合は、スライド条項を適用し、委託料の改定を行うことができる。なお、スライドの適用基準、対象費目、算出方法等の具体的な内容は、本業務の「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託契約書」において別途定める。

1. 9 入札保証金

入札保証金は対象外とする。

第2章 事業者の選定に関する事項

2. 1 応募に関する事項

(1) 用語の定義

応募事業者：本業務に応募する事業者をいう。

応募企業：応募事業者のうち、単独で応募する企業をいう。

応募グループ：応募事業者のうち、複数の企業等により応募するグループをいう。

構成企業：応募グループを構成する企業等をいう。

代表企業：構成企業のうち、当該グループを代表する企業等をいう。

優先交渉権者：委託者による選定の結果、本業務を委託する相手方として選定した応募企業又は応募グループをいう。

受託者：委託者と本業務の委託契約を締結し、本業務を遂行する特別目的会社（SPC）をいう。

地元企業：本社、本店、支店又は営業所が宇城市内の企業等及びこれらの企業で構成された組織をいう。

協力企業：本業務を構成する業務の一部を、受託者との契約に基づき補完的に実施する事業者をいう。

(2) 応募事業者の構成等

ア 応募事業者の形態は、応募企業又は応募グループのいずれも可とする。

イ 応募グループで応募する場合は、代表企業1者を定めることとする。

ウ 応募グループで応募する場合、代表企業は、本業務の応募に係る手続のすべてを行う。

代表企業以外の構成企業が、代表企業の代わりに手続を行うことはできない。

エ 応募グループで応募する場合、構成企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募資格申請時において各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。

オ 本業務に係る応募資格確認のための申請書類（以下「応募資格確認申請書」という。）提

出後から優先交渉権者との基本協定締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、当該期間中において、委託者がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

カ 一つの企業が重複して異なる応募グループ又は応募企業と他の応募グループの構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。

キ 応募企業又は応募グループの構成企業は、重複して他の応募企業又は他の応募グループの協力企業となることはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。なお、協力企業となる組織の組合員となる場合も同様とする。

ク 応募企業又は応募グループの構成企業は、他の応募企業または応募グループとの間で、提案金額、提案内容、その他競争に影響を及ぼすおそれのある情報について、いかなるやり取りも行ってはならない。競争の公平性が損なわれたと判断される場合、情報のやり取りが行われた応募企業又は応募グループの応募は無効とする。

(3) 共通の応募資格要件

応募企業又は応募グループの構成企業は、次の各号に挙げる条件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

イ 応募資格確認申請書の提出時点で、宇城市の指名停止期間中のものでないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。

オ 応募資格確認申請書の提出期限日（以下「応募資格確認基準日」とする。）において、国税、県税及び市税に未納の税額がない者であること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。

キ 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

ク 本業務の事業者選定支援業務受託者、当該受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及び事業者選定支援業務に関与した者は、本業務の事業者選定に係る応募企業及び応募グループの一員となることはできない。なお、事業者選定支援業務受託者とは以下のとおりである。

（宇城市ウォーターPPP導入可能性業務委託）

・株式会社日水コン

（宇城市ウォーターPPP実施方針策定業務委託及び宇城市ウォーターPPP発注支援業

務委託)

- ・アジア航測株式会社
- ・鈴木法律事務所

ケ 本業務の宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者選定委員会（後述する２．２の委員会と同じ）の委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。

コ 九州地区内に本店、支店、営業所又はそれに準じる事務所を有すること。

(4) 各企業の応募資格要件

応募事業者が単独企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成企業が以下に掲げるすべての条件を満たすものとする。なお、応募グループの場合は、構成企業全体で下記の要件を満たすこと。

ア 施設更新計画作成に関する業務の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者が１名以上在籍していること。

イ 改築業務の設計を担う者は、技術士（上下水道部門の水道及び工業用水道、下水道）の資格を有する者が１名以上在籍していること。「改築業務」の工事を担う者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業（協力企業を含む）の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。

ウ 改築業務の工事を担う者は、応募資格確認基準日において、建設業法に規定する最新の総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評定値（Ｐ点）が機械器具設置工事について１，０００点以上、水道施設工事について１，０００点以上、電気工事について１，０００点以上、土木一式工事について１，０００点以上及び建築一式工事について１，０００点以上であること。また、複数企業（協力企業を含む）の場合は当該企業全体で上記の要件を全て満たすこと。

エ 水道施設（簡易水道施設含む）及び下水道施設の運転管理業務の実施を担う者は、令和７年度末までに日本国内において、各事業における運転管理業務が５年以上の実績を有すること。なお、夜間若しくは休日のみの維持管理実績のみは、実績として認めない。

オ 給水装置工事業務の実施を担う者は、給水装置工事主任技術者の資格を有していること。ただし、資格者がいない場合は、業務開始後に給水装置工事業務の実施を担う者が資格を取得すること。

カ 排水設備工事業務の実施を担う者は、排水設備工事責任技術者の登録を行っていること。ただし、資格者がいない場合は、業務開始後に排水設備工事業務の実施を担う者が資格を取得し、排水設備工事責任技術者の登録を熊本県で登録すること。

(5) 応募事業者が応募資格を喪失した場合の取扱い

ア 応募資格確認基準日から業務提案書提出日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が第２章２．１(3)及び(4)の応募資格を欠くに至った場合は、プロポーザルに応募することができない。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新た

な構成企業の追加を認める。この場合、応募資格を失った構成企業は応募グループから除外すること。

イ 業務提案書提出日から優先交渉権者決定日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が第2章2. 1(3)及び(4)の応募資格を欠くに至った場合、委託者は事業者選定の評価対象から除外する。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加をした場合は評価対象とすることを認めるものとする。

ウ 優先交渉権者決定日から基本協定の締結日までの間に、優先交渉権者（グループの場合はその構成企業）が第2章2. 1(3)及び(4)の応募資格を欠くに至った場合であっても、委託者が認めた場合においては、優先交渉権者は失格とならず、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

2. 2 事業開始までのスケジュール（予定）

項目	実施時期
募集要項等の公表	令和8年5月18日
質問の受付	令和8年5月18日から6月1日まで
質問への回答	令和8年5月29日と6月5日
競争的対話申込受付	令和8年5月19日から5月22日まで
競争的対話	令和8年5月25日から5月29日まで
現地見学・資料閲覧	令和8年6月12日から8月28日まで
応募資格確認申請書の受付	令和8年6月12日から6月30日まで
応募資格確認審査結果の通知	令和8年7月3日まで
再質問及び追加質問の受付	令和8年7月3日から7月14日まで
再質問及び追加質問への回答	令和8年7月10日と17日
競争的対話（応募事業者対象）	令和8年7月21日から令和8年8月3日まで
提案審査書類の受付	令和8年7月24日から8月28日まで
プレゼンテーション及びヒアリング、審査	令和8年9月24日
優先交渉権者選定、通知	令和8年9月下旬から10月上旬
優先交渉権者との基本協定締結	令和8年9月下旬から10月上旬
引継ぎ業務の実施（期間は、右記の間で、委託者と受託者が協議のうえ決定する。）	基本協定締結日の翌日から令和9年3月31日
受託者との委託契約の締結	令和9年1月下旬
事業開始	令和9年4月1日

（注）上記は予定であり、状況等により日程を変更する場合がある。

2. 3 応募手続き

応募事業者は、以下の手続きに従うものとする。

(1) 募集要項等の資料の公表

募集要項等資料は、委託者のホームページで公表する。

(2) 質問の受付及び回答

本業務への申込みを検討している企業であって、本業務の募集に関し質問がある場合には、令和8年5月18日から6月1日午後5時までに、質問票により電子で受け付け、その他の方法による質問は受け付けない。質問の回答は、令和8年5月29日と6月5日に一括して回答する。

(3) 応募資格確認申請書の受付

応募表明にあたり、応募資格確認申請書を次のとおり各1部提出すること。

ア 提出書類及び添付書類

別冊「上下水道事業官民連携包括業務委託 提出書類作成要領及び様式集」に記載の提出書類及び資料

イ 提出日

令和8年6月12日午前9時から6月30日午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く）

ウ 提出方法

イの期間中にエまで、持参すること。

エ 連絡先及び提出場所

宇城市上下水道局上下水道課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

電話 0964-32-1691

電子メールアドレス jogesuidoka@city.uki.lg.jp

(4) 応募資格確認審査結果の通知

応募資格確認審査の結果は、委託者から応募企業及び代表企業に対して、令和8年7月3日までにメールにより応募資格確認審査結果通知書を通知する。

応募資格を有していないと認められた応募資格確認申請者に対しては、その理由についても付記する。疑義が生じた場合は、応募企業または代表企業が次のとおり書面により請求することができる。

ア 請求期限 応募資格確認審査結果通知に記載

イ 請求場所 「(3) エ 連絡先及び提出場所」と同じ

ウ 請求方法 苦情申立書【自由様式】を持参又は郵送等（配達履歴等が確認できる手段による。）により届けること。

エ 回答時期 請求期限の翌日から5日以内（閉庁日を含まない。）に請求者に対し、書面により回答する。ただし、要望がある場合は電子メールでの回答も可能とする。

(5) 現地確認及び資料閲覧

応募事業者で現場確認希望調書【自由様式】を提出した者(以下「応募企業」という。)は、要求水準書別紙6、7、8及び9に記載する施設を確認することができる。なお、一部施設は確認できない場合があるので、日程及び施設は委託者が指定する。

現地確認及び資料閲覧は、令和8年6月12日から随時提出を受け付ける。また、現地確認及び資料閲覧のできる日は、令和8年8月28日までとする。

(6) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、応募辞退届を令和8年7月31日までに提出すること。なお、郵送等による場合は、必ず配達履歴等が確認できる手段によることとし、令和8年7月31日までに必着すること。

(7) 提案審査書類の提出

応募企業は、提案審査書類を次のとおり提出すること。

なお、提出書類の作成については、別冊「上下水道事業官民連携包括業務委託 提出書類作成要領及び様式集」に従うこと。

ア 提出書類

(ア) 業務提案書

- a 提案提出書
- b 提案内容及び要求水準に関する誓約書
- c 業務提案書(表紙)
- d 業務提案書

別冊「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託 提出書類作成要領及び様式集」で示す評価項目について、指定した枚数以内で簡潔にまとめ記入すること。

(イ) 価格提案書

価格の提案に当たっては、水道事業及び下水道事業それぞれに収益的支出(主に経営・計画支援業務、管理支援業務、営業業務、維持管理業務及び危機管理対応業務に関わる費用)と資本的支出(主に設計建設業務に関わる費用)を区分して提案すること。

提案の際は、様式2-3見積書及び様式4-4見積内訳書を提出すること。

イ 提案審査書類の提出日

令和8年7月24日午前9時～令和8年8月28日午後5時の間(ただし、正午から午後1時までの時間を除く)。

ウ 提出方法

第2章2.3(3)エの連絡先及び提出場所まで、持参又は郵送等(配達履歴等が確認できる手段)により、提出期間内に必着すること。なお、業務提案書及び価格提案書については、1応募につき1提案に限り、一度提出した提案書類の変更は原則認めない。

2. 4 優先交渉権者選定手続き

優先交渉権者選定手続きは、次のとおりとする。

(1) 選定方式及び提案審査の方法

本業務は、民間企業の経験や技術力等を総合的に活用する必要があるため、優先交渉権者の選定については、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、公募型プロポーザル方式により行うこととし、専門的知見から意見を聴取するため、学識経験者3名、熊本県職員2名、宇城市職員3名を委員とする「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員は、提案審査書類の書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングを通じて、別冊「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託 事業者選定基準」に基づき評価を行う。

委託者は、委員の評価を踏まえ優先交渉権者を選定する。なお、委員の氏名等は事業者の選定に影響を与えないよう、優先交渉権者の公表までの間は非公表とする。

(2) 選定結果の通知及び公表

優先交渉権者の選定結果は、令和8年9月下旬から10月上旬に応募企業に通知する。なお、選定後、委託者のホームページにおいて、優先交渉権者名及び得点を公表し、次点位以下は匿名とする。また、電話等による問い合わせには応じない。

(3) プロポーザルに関する留意点

応募企業の委員会でのプレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、8人を上限とする。

ア 提案審査書類は、選定作業に必要な範囲において、複製することがある。

イ 公募に関して提出された提案審査書類は、応募企業へ返却しない。

ウ 提出された提案審査書類は、本プロポーザルにおける優先交渉権者の選定以外の目的では使用しない。なお、公文書開示請求があった場合は、宇城市情報公開条例に基づき取り扱うこととし、応募企業の同意があった情報を除き開示しない。

エ 提出された提案審査書類の著作権は応募企業に帰属するが、公表等、委託者が必要と認めるときは、応募企業の了解を得たうえで、委託者はこれを使用できるものとする。

オ 提案審査書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募企業が負う。

(4) プロポーザルの成立

プロポーザルは、応募事業者が1者となった場合も行うことができる。

(5) プロポーザルの中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により事業者の選定を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの執行延期、再募集公告又は中止等の対処を図る場合がある。

第3章 契約手続き

契約手続きにおいては、実施方針第3章 事業契約等に関する事項によるものとする。